

あなたの認識は大丈夫ですか？

国家公務員の再就職等規制

国家公務員の再就職については、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するために、次の3つの規制が設けられています。

① あっせん規制

他の国家公務員・元国家公務員の
情報提供や再就職依頼の規制



自分はまだ若手だし、同僚を紹介しても大丈夫だろう。

若い職員にもあっせん規制は適用されます。



② 求職活動規制

在職中の利害関係企業等への
求職の規制



就職したい会社と直接の利害関係がなさそうな部署なので大丈夫だろう。

必ずしもそうとは限りません。人事担当へ確認を。



③ 働きかけ規制

元国家公務員による元職場への
働きかけの規制



上司だった元職員から公示前の入札情報を聞かれてしまった。

速やかに再就職等監察官へ届出をする義務があります。



- ・違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- ・それぞれの規制に一部例外があります。
- ・詳しくは、当委員会のホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せ下さい。

内閣府

再就職等監視委員会事務局



TEL : 03-6268-7660~7668、7681
URL : <https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

裏面のQ & Aも
御覧ください。

国家公務員の再就職等規制に関する

よくある質問
Q&A

～公務の公正性に対する国民の信頼の確保に向けて～

1 再就職等規制は、任期付職員や再任用職員等にも適用されるのですか。

はい。任期付職員や再任用職員（短時間勤務を含む。）、行政執行法人の役員にも再就職等規制が適用されます。実際に任期付職員による任期満了後の営利企業等への再就職に際し、再就職等規制違反が発生したことがありますので注意してください。

2 人事担当以外の職員であれば営利企業等への情報提供等はできますか。

いいえ。他の国家公務員・元国家公務員の再就職の依頼・情報提供等の規制は、従事する業務内容にかかわらず、一般職の国家公務員（基本的に全職員）に適用されます。したがって、人事担当以外の役職員であっても、他の国家公務員・元国家公務員の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。また、企業等からの依頼に応じて行うことや、他府省の国家公務員・元国家公務員について再就職の依頼・情報提供等を行うことも、禁止されています。

3 元国家公務員に他の国家公務員・元国家公務員の情報を提供した場合は、規制違反となりますか。

はい。例えば、元国家公務員などの第三者に提供した情報が、他の国家公務員・元国家公務員を再就職させる目的で営利企業等に提供されることを認識していた場合において、その情報が当該第三者から営利企業等に提供されたときには規制違反となります。また、部下のこのような違反行為について上司が監督責任を問われる場合もあります。

4 在職中の求職活動について気を付けるべきポイントがありますか。

利害関係企業等に対し、再就職の依頼や再就職を目的とした情報提供を行った場合には、再就職が実現しなかったとしても、その行為を行った時点で規制違反となります。また、自ら働きかけることなく利害関係企業等から再就職の依頼を受けた場合であっても、在職中にその依頼に応じることや、再就職することを目的として自己の情報を提供することは規制違反となります。したがって、利害関係企業等に該当するか否か、少しでも判断に迷う際には、所属府省の人事当局に必ず確認してください。

なお、本省係長級以下の職員には求職規制の適用が除外されるなど再就職等規制には一部例外があります。詳しくは、再就職等監視委員会のホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せください。

5 元国家公務員から働きかけを受けた場合、どうしたらいいですか。

再就職等規制で禁止される契約や処分に対する働きかけを受けた職員には、規制違反行為に対する調査の円滑な着手を可能とするため、所属府省ではなく、再就職等監察官に直接届出を行う義務が課されています。届出を行わない場合には、懲戒処分の対象となります。届出を行う必要があるか迷った場合は、所属府省の人事当局又は再就職等監視委員会事務局に相談してください。